森林計画制度の体系について

森林計画制度体系図

森林·林業基本計画

- ·森林·林業基本法第11条の規定に基づき政府がたてる。
- ·森林資源の整備、林業·山村の活性化等国の施策を展開する場合の指標となるとともに、個々の林業·木材産業経営の参考となるもの。

全国森林計画 (44広域流域)

- ·森林法第4条の規定に基づき農林水産大臣が策定。
- ・森林資源に関する基本計画及び重要な林産物の需用及び供給に関する長期の見通しに即し、全国の森林につき、森林整備の目標、森林整備の基本的な事項等を5年毎にたてる15年計画。

地域森林計画 (全国158計画区)

- ·森林法第5条の規定に基づき都道府県知事が策定。
- ·全国森林計画に即し、森林計画区内の民有林につき、森林整備の目標、森林整備の基本的な事項 等を5年毎にたてる10年計画。

市町村森林整備計画

- ·森林法第10条の5の規定に基づき市町村長が策定。
- ・地域森林計画対象民有林が所在する市町村の長が、その区域内の森林につき造林から伐採に至る 一連の森林施業の実施状況に関する事項等を5年毎にたてる10年間計画。

|森林経営計画()

- ・森林法第11条の規定に基づき森林所有者等が策定。
- ·森林所有者が自発的にその所有に係わる森林につき 5年を一期とする計画で、市町村長の認定を受ける。

一般の所有者等に対する措置

市町村森林整備計画の遵守 (10条の7)

伐採及び伐採後の造林の届出 (10条の8)

伐採計画の変更命令等 (10条の9)

施業の勧告

(10条の10)

施業実施協定の認可

(10条の11の8)

森林整備協定の締結協議 (10条の13) 不適正管理森林(要間伐森林) の所有者に対する措置(10条 の10)

間伐又は保育の勧告(市町村の長)

権利移転等又は施業の協議勧 告(市町村の長)

調停案の受諾の勧告(知事)

認定森林所有者の対する措置

森林経営計画の遵守 (第14条)

伐採の事後届出 (第15条)

税制、融資、補助事業の優遇 (191条)

()平成23年度までは森林施業計画